

2月16日から所得税の確定申告

平成21年分の所得税の確定申告の相談および申告書の受け付けが2月16日(火)から始まります。(還付申告の受け付けは、1月4日(月)から) 贈与税の申告の受け付けは、2月1日(月)から始まります。

所得税・贈与税の申告の相談および申告書の受け付けは3月15日(月)まで、消費税・地方消費税(個人事業者)の確定申告の相談および申告書の受け付けは3月31日(水)までです。

申告書は、前年の「確定申告書の控え」や「確定申告の手引き」などを参考に、ご自分で作成し、早めに提出してください。

税務署の申告相談会場にお越しの際には、印鑑、前年の確定申告書などの控え、使い慣れた計算器具や筆記具をご持参ください。

特設会場のお知らせ

年金を受給されている方で、確定申告の必要な方を対象に特設会場を開設します。

- と き 2月2日(火)～4日(木)
9時30分～12時、13時～16時
- と ころ 北見経済センター1階
- 申告時に必要なもの 源泉徴収票、前年中(平成21年1月1日～12月31日)に支払った国民健康保険税・介護保険・生命保険料などの領収書または控除証明書、印鑑、銀行名および本支店または郵便局の口座が分かるもの
- 問合せ 北見税務署個人課税第1部門
(☎23-7151)

国税庁ホームページ

<http://www.nta.go.jp>

電子申告・納税システム e-Tax ホームページ

<http://www.e-tax.nta.go.jp>

4月から役場開庁時間が変わります

8時45分～17時30分
(土・日・祝日は除きます)

平成22年4月1日から、役場の開庁時間が現行の8時30分から15分遅くなり、8時45分からとなります。閉庁時間は、現行通り17時30分です。

これは、国や北海道が平成21年4月から勤務時間を変更したことにより、訓子府町も職員の勤務時間および役場の開庁時間を変更するもので、皆様のご理解とご協力をお願いします。

なお、戸籍や税関係の証明書類の時間外発行につきましては現行のままで、事前の電話予約により、可能な限り時間外でも発行できるようにしています。

幼稚園・保育園の入園児を募集

☆幼稚園☆

■対象者

町内にお住まいの平成16年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた幼児

■教育時間

- 通常 7時30分～13時
(土曜日は休業日となります)
- 預かり保育 13時～16時30分
(土曜日および夏季・秋季・冬季休業日は7時30分から預かり保育)

☆保育園☆

保育園の統合を実施し、昨年度ひので保育園、本年度末であさひ保育園の統合により、4月からはくねっぷ保育園1園となります。

■入園条件

原則、保護者の方が共働きなどで、「家庭で保育できないお子さん」が入園対象者です。ただし、保育園統合により、幅広く入園できるよう満3歳以上は「家庭で保育可能なお子さん」でも入園できます。

■対象者

- 生後6か月から就学前までの乳幼児
- 「家庭で保育可能なお子さん」(私的契約児)は、満3歳から就学前までの幼児

■開設期間

通年(4月から翌年3月までの1年間)

■入園期間

本年4月から翌年3月まで

■保育時間

- 通常保育 7時30分～16時30分

- 延長保育 16時30分～18時30分

■入園手続き 1月18日(月)までに入園願書を幼稚園へ提出してください。(入園願書は幼稚園のほか、くねっぷ保育園・教育委員会管理課・公民館・役場福祉保健課にもあります)

■入園料および保育料など

種 類	金 額	二人目以降
入 園 料	1万1,000円 (入園時に納入)	—
保 育 料	月額9,020円	—
預かり保育料	所得税に応じて区分	2分の1軽減
延長保育料	月額3,000円	月額1,500円

- 延長保育 16時30分～18時30分

■保育料

種 類	金 額	二人目	三人目以降
通常保育料	所得税に応じて区分	2分の1軽減	無 料
延長保育料			
3歳未満児	月額6,000円	月額3,000円	月額3,000円
3歳以上児	月額3,000円	月額1,500円	月額1,500円

※上のお子さんが幼稚園に通っていても、二人目以降の保育料対象となります。

■一時的保育 保護者が一時的に(原則6日以内)家庭で保育できない場合に限り、保育園での保育が受けられます。

- 保育料 日額700円

■募集定員 90人

■入園手続 入園申込書は1月30日(土)までに提出してください。入園申込書は、保育園、幼稚園、教育委員会管理課、公民館、役場福祉保健課に置いてあります。なお、延長保育を希望される方は、入園申込書と一緒に提出してください。

■問合せ 訓子府幼稚園(☎47-2622) くねっぷ保育園(☎47-2367)

わたしたちの国民年金

20歳になったら国民年金

国民年金は、働く世代が出し合った保険料と税金を合わせて、高齢の世代に年金を支給して経済的に援助する、世代間の支え合いの制度です。

また、老後だけではなく、思わぬけがや病気で障害の状態になったときや配偶者を亡くして遺族になったときにも年金が支給されるといった制度でもあります。

国民年金は、老後のものとして考えるだけではなく、「もしも」に備えるものとして正しく理解してください。

すでに厚生年金や共済組合に加入している方を除き、20歳になったら加入手続きが必要です。

Q 学生ですが、保険料を納めないとどうなるの？

A 20歳からの学生期間中に学生納付特例の申請手続きをしなかったり、保険料を納め忘れたりすると、在学中にけがや病気で障害の状態となった場合に、障害基礎年金が受けられない場合があります。

また、将来受け取る高齢基礎年金も減額されてしまいます。

詳しくは、町民課戸籍年金係(☎47-2203 役場1窓口1番)へお問い合わせください。



保険料納付は便利な口座振替で

4月から「網走教育局」が「オホーツク教育局」に

「北海道教育庁組織規則の一部を改正する教育委員会規則」の制定に伴い、「北海道教育庁網走教育局」の名称が、平成22年4月1日から「北海道教育庁オホーツク教育局」に変わります。

なお、所在地や電話番号(☎093-8619 網走市北7条西3丁目☎0152-41-0748)は現行どおりです。北海道教育庁組織規則の内容や詳細については、下記ホームページをご覧ください。

<http://www.dokyo.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ssg/soshikisokuitbukaisei.htm>